

横須賀市インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横須賀市（以下「市」という。）が行うインターンシップに関し必要な事項を定める。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、学生に対して就業体験の機会を提供することにより、職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等学校及び高等専門学校（以下「教育機関」という。）の学生
- (2) 横須賀市役所の業務に関心があり、インターンシップに積極的に取り組む意思のある者
- (3) 就職活動において横須賀市役所での勤務を志望し、又は志望する予定の者

(受入手続き)

第4条 教育機関は、市における学生の実習を希望するときは、市に対して、横須賀市インターンシップ受入依頼書（様式第1号）及び横須賀市インターンシップエントリーシート（様式第2号）により実習の申込みを行う。

2 市は、教育機関から実習の申込みがあったときは、インターンシップを行う学生（以下「実習生」という。）の受入れの可否を決定し、横須賀市インターンシップ受入決定通知書により教育機関に通知する。

3 市は、前項の規定により実習生の受入れを決定した場合は、横須賀市インターンシップに関する覚書（様式第3号）により教育機関と覚書を締結する。

(報酬等)

第5条 市は、実習生に対して、報酬、手当、旅費その他一切の費用を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、知り得た情報に係る報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、インターンシップの成果として論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(実習中における事故責任等)

第10条 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及びその往復中の事故等については、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は、連帯して当該賠償により市が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

(誓約書の提出)

第11条 実習生は、市に対して誓約書（様式第4号）を実習の前までに提出しなければならない。また、教育機関の代表者は、当該実習生がこの誓約を遵守するよう指導しなければならない。

(実習の中止)

第12条 市は、実習生がこの要領に定める事項に違反したとき又は実習の実施を継続しがたい理由が生じたときは、実習を中止することができる。

(実習の証明)

第13条 市は、教育機関が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行う。

(実習の報告)

第14条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに、横須賀市インターンシップ実施報告書（様式第5号）を作成し、提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市と教育機関が協議の上別途定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。